

令和元年度第10回郡山市健康危機対策本部会議
(令和元年度第1回郡山市新型インフルエンザ等対策本部会議)

次 第

日 時 令和2年3月27日(金)
午後2時30分から
場 所 行政会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 「新型インフルエンザ等対策本部」設置について

(2) 首都圏の外出自粛要請への協力について

(3) その他

4 閉 会

第 10 回郡山市健康危機対策本部会議
(第 1 回郡山市新型インフルエンザ等対策本部会議)

郡山市新型インフルエンザ等対策本部の設置について

国が政府対策本部を設置した場合で、緊急事態宣言には至らないが、病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等であることが危惧される場合、市は直ちに特措法に基づかない任意の対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法第 34 条に基づく市対策本部と位置付ける。

※「郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成 26 年 11 月策定) 中、「II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」—「6 市行動計画の主要 6 項目」—「(1) 実施体制」から抜粋 (P 11~12)

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

令和2年1月30日
閣議決定
令和2年3月17日
一部改正
令和2年3月26日
一部改正

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記により、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 特措法第15条第2項の規定に基づく本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - (2) 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））
 - (3) 設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間
- 3 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣

本部員 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

- 4 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 5 特措法第16条第8項の規定に基づき、本部にその事務の一部を行う組織として、新型コロナウイルス感染症現地対策本部を設置することができる。その名称並びに設置の場所及び期間は、本部長が定める。
- 6 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

令和2年3月26日

各市町村長様

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部の設置について（通知）

本日（3月26日）午後3時、国において改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症政府対策本部」が設置されました。

これを受け、本県においても同法第22条第1項に基づく都道府県対策本部を下記により設置しましたのでお知らせします。

記

1 名 称

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

2 設置日時

令和2年3月26日（木）16時

3 設置条例 等

「福島県新型インフルエンザ等対策本部条例」他（別添参照）

※ 福島県新型インフルエンザ等対策本部設置要綱附則において、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための本部については、名称を「新型コロナウイルス感染症対策本部」と規定。

4 その他

既存の福島県新型コロナウイルス感染症対策本部については、設置根拠が切り替わりますが、本部、地方本部、事務局など、運営体制に変更はありません。

（事務担当 総括班 電話 024-521-7262）

福島県新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月26日
福島県条例第25号

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、法第二十二条第一項の規定により同項の都道府県対策本部として設置する福島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、対策本部の会議を招集するものとする。

- 2 本部長は、法第二十三条第四項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該国の職員その他県の職員以外の者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

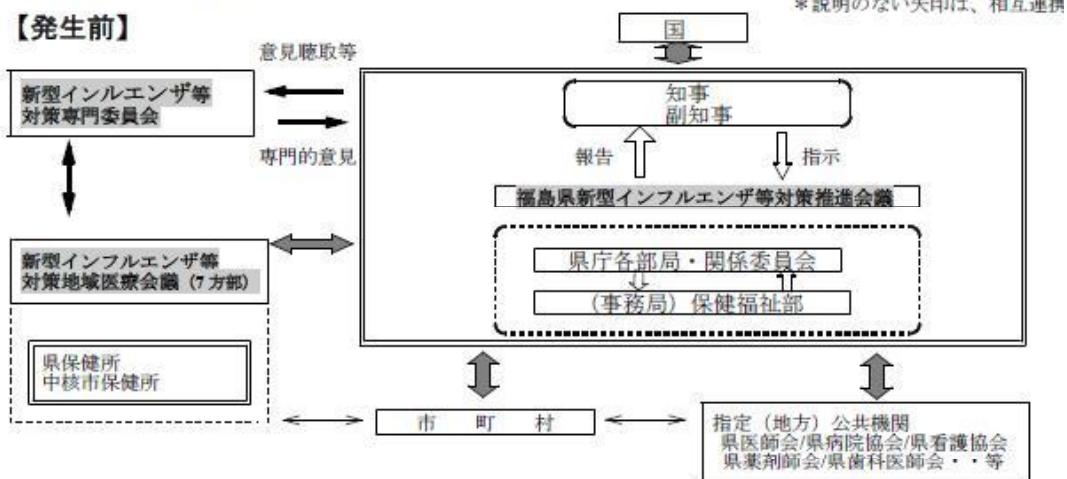
附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

概念図 1

1 福島県の実施体制

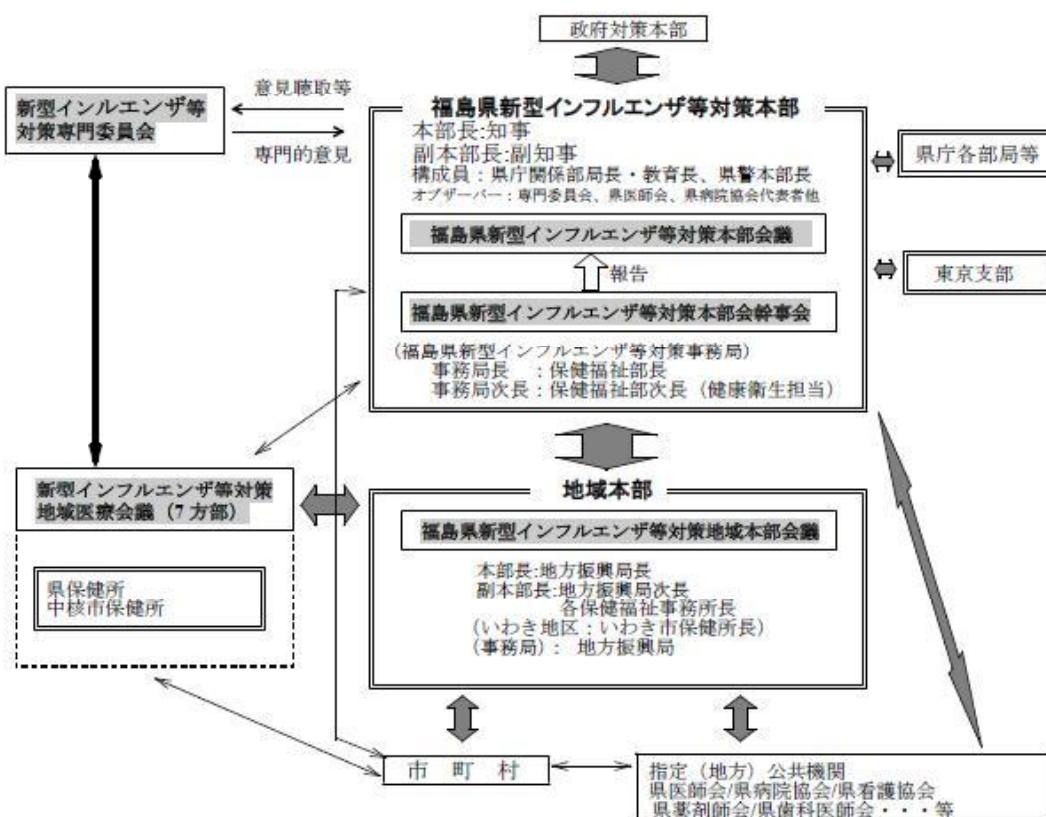
【発生前】



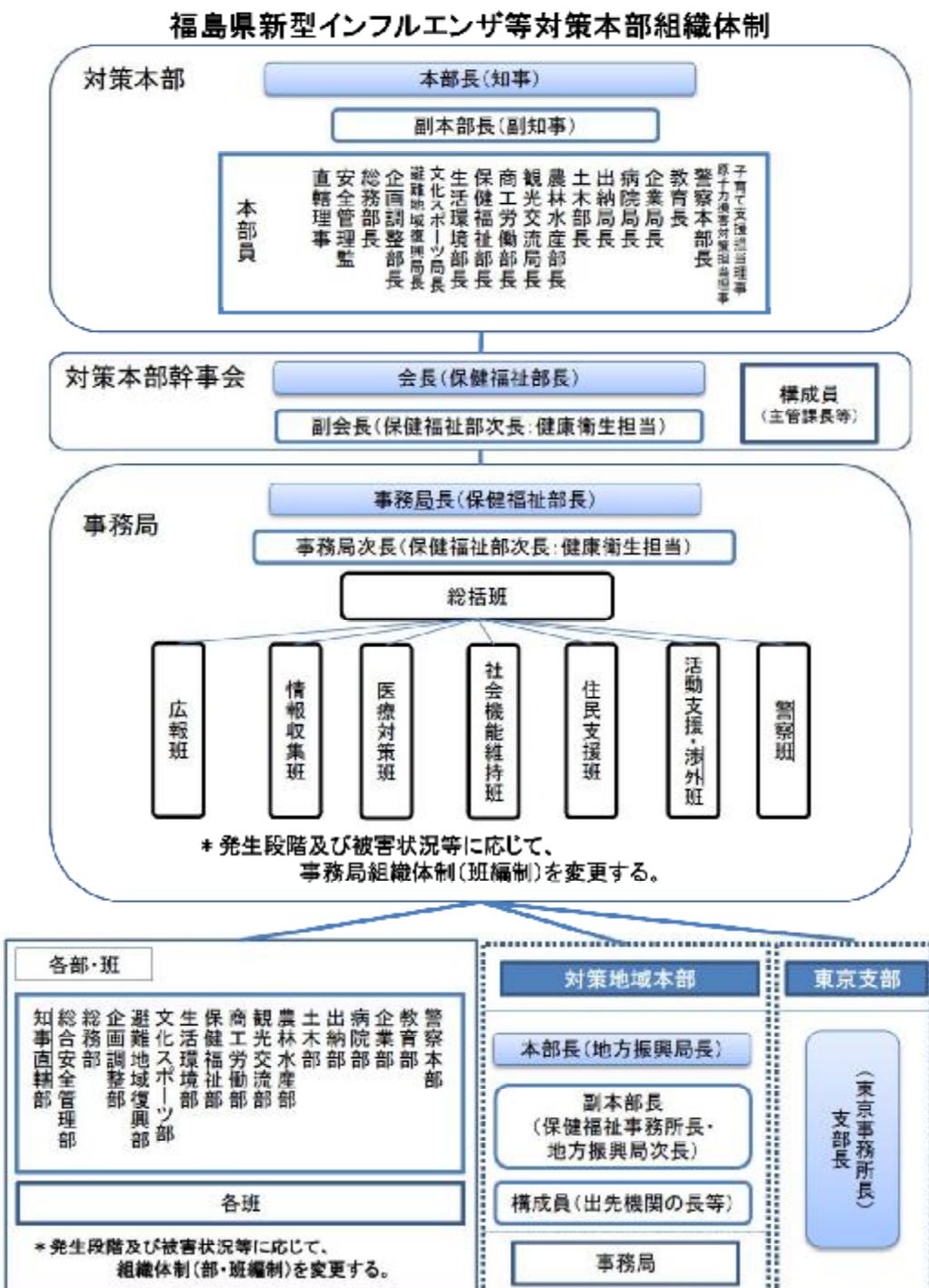
*説明のない矢印は、相互連携

【発生後】

※政府対策本部設置後直ちに県対策本部を設置する。

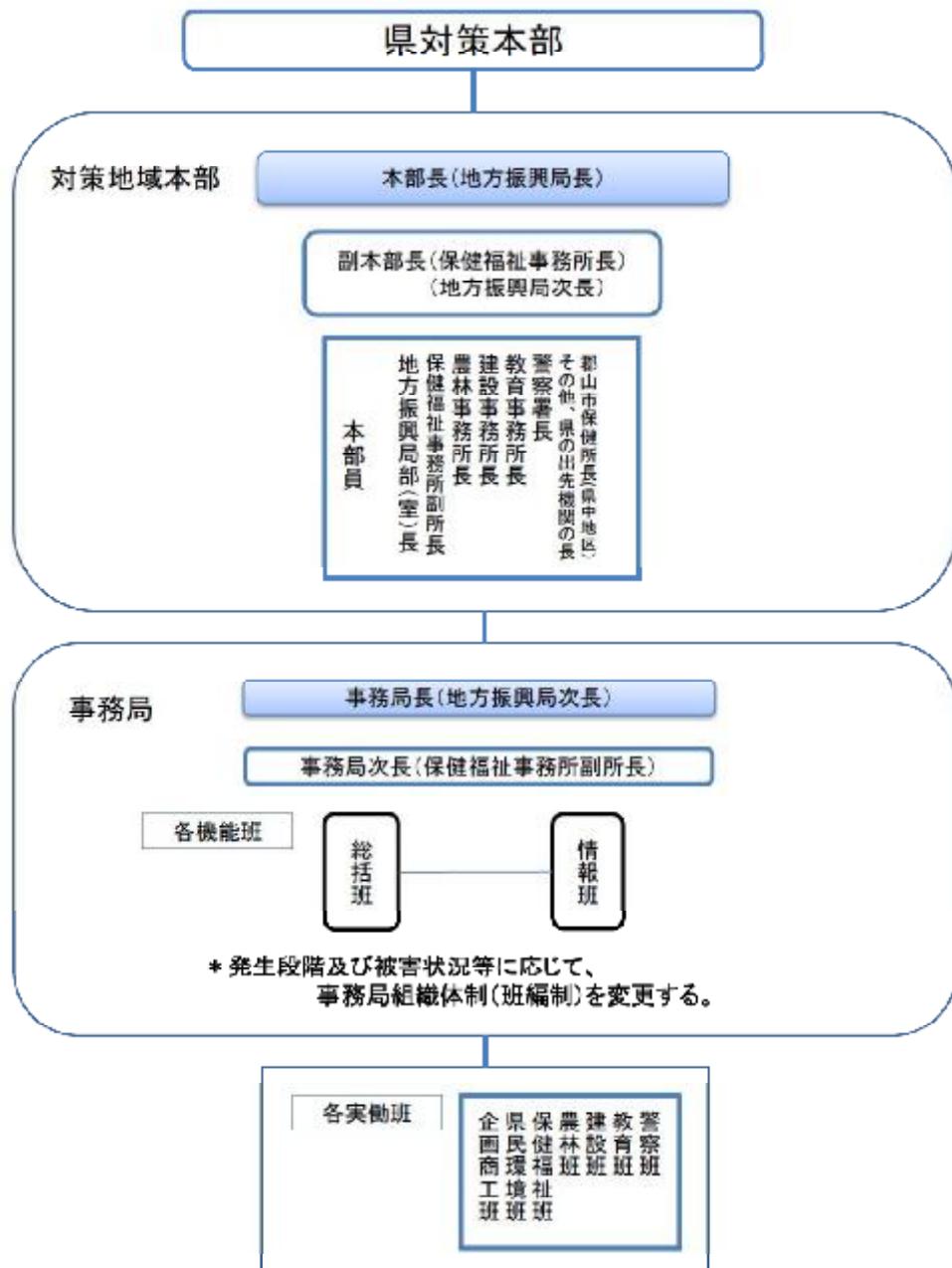


概念図 2



概念図 3

福島県新型インフルエンザ等対策地域本部組織体制



○郡山市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月18日
郡山市条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、郡山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対して、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



緊急記者会見をする東京都の小池百合子知事
25日午後8時17分、東京都庁、田辺拓也撮影

週末 夜間 できるだけ在宅勤務 東京 外出自粓を要請

知事「感染爆発の重大局面」

小池百合子知事は会見で、「オーバーシュート（患者の爆発的急増）」を警戒する「重大局面」だと危機感を示した。都民に「外出を控えること」、週末は不要不急の外出を自粛することを要請。「一人ひとりの行動が社会に影響をもたらす自覚をもつてもらい、難局をみなさまとともに乗り越えたい」と呼びかけた。

感染41人 1日で最多

新型コロナウイルスの感染拡大について、東京都の小池百合子知事が25日夜、緊急の記者会見を開き、「感染爆発の重大局面」として危機感を示した。都民に「外出を控えること」、週末は不要不急の外出を自粛することを要請。「一人ひとりの行動が社会に影響をもたらす自覚をもつてもらい、難局をみなさまとともに乗り越えたい」と呼びかけた。

小池知事は会見で、「オーバーシュート（患者の爆発的急増）」を警戒する「重大局面」だと危機感を示した。都民のみなさまのご協力が何よりも重要」「何よりもこのままの推移が続ければロックダウン（都市の封鎖）を招く」と述べた。

都内ではこの日、1日当たりではこれまで最も多かった1人の感染が報告された。日々の感染報告では、24日の17人が最多だった。

発的急増）を防ぐためには、都民のみなさまのご協力が何よりも重要」「何よりもこのままの推移が続ければロックダウン（都市の封鎖）を招く」と述べた。

都内ではこの日、1日当たりではこれまで最も多かった1人の感染が報告された。日々の感染報告では、24日の17人が最多だった。

17年衆院選 車上

河井克氏側も

都内で確認された感染者数は計212人（死者5人）で全国の都道府県で最多。がわかった人のうち、11人は永寿総合病院（東京都台東区）で感染したとみられる。この病院ではすでに入院患者と看護師らの計5人が感染が発覚。このうち70代の男性患者が24日に死亡していた。

海外渡航歴のある人の感染も相次いで見つかっており、この日は5人が報告された。小池知事は、海外からの帰国者に帰国後14日間の外出自粓の順守を求めた。

河井克氏側も

2017年の衆院選をめぐり、前法相の河井克行衆院議員（自民）の選挙運動を担った車上運動員が、公職選挙法が定める上限を超えた日当を陣営から受け取ったと広島地検に供述していることが、関係者への取材でわかった。妻の案里参院議員（自民、広島選挙区）の参院選をめぐる同法違反（買収）事件でも同様に違法な報酬が支払われて取材に証言。県

動員2人は広島での事情聴取にて選で法定上限を超過を受け取ったといふ。また陣営にこの2人のほかに車上運動員に、超える報酬が支払われたことにな

ったと広島地検に供述していることが、関係者への取材でわかった。妻の案里参院議員（自民、広島選挙区）の参院選をめぐる同法違反（買収）事件でも同様に違法な報酬が支払われて取材に証言。県

動員2人は広島での事情聴取にて選で法定上限を超過を受け取ったといふ。また陣営にこの2人のほかに車上運動員に、超える報酬が支払われたことにな

五輪時期「夏に限定しない

国際オリンピック委員会（IOC）のバッハ会長は25日、電話記者会見を開き、「遅くとも来夏まで開く」とした東京五輪・パラリンピックの新たな開催時期について、「夏に限定していない。（2021年ならば）全ての選択肢が交渉のテーブルの上にある。幅広い視点で検討できる」と述べた。

一方、大会組織委員会の森喜朗

IOC会長、電話会見

会長は24日の記者会見で「おねだりをめざ」と語った。来夏に開くとした東京五輪・パラリンピックの新たな開催時期について、「夏に限定していない。（2021年ならば）全ての選択肢が交渉のテーブルの上にある。幅広い視点で検討できる」と述べた。

▼3面＝水面下で協議、7面＝スポンサー戸惑い、12面＝社説、17面＝選手は、31面＝追い打ち

IOCと組織委は4月中旬に海上に日程変更の動きがあること、リムニックの新たな開催時期について、「夏に限定していない。（2021年ならば）全ての選択肢が交渉のテーブルの上にある。幅広い視点で検討できる」と述べた。

IOC会長は日程決定の期

ついで具体的には示さなかつたが、組織委の武藤敏郎事務総長によると、新たに感染は計212人（死者5人）で全国の都道府県で最多。

都によると、がわかった人のうち、11人が永寿総合病院（東京都台東区）で感染したとみられる。この病院ではすでに入院患者と看護師らの計5人が感染が発覚。このうち70代の男性患者が24日に死亡していた。

河井克氏側も

河井克氏側も

[背景 黒](#) [白](#) [通常](#) [English](#) [都庁総合ホームページ](#)[サイトマップ](#)検索

トップ

1都4県知事共同メッセージ

[TOP](#) > [その他の情報](#) > 1都4県知事共同メッセージ[その他の情報](#)

1都4県知事共同メッセージ

[政策企画局の報道発表一覧](#)[政策企画局の情報公開](#)[その他の情報](#)

新型コロナウイルス感染症は、今、世界各地で猛威を振るっています。

我が国の感染状況は引き続き持ちこたえておりますが、都市部を中心として、感染源の分からぬい、あるいは、海外から帰国された感染者が増えており、感染が拡大傾向にあります。

私たちもこれまで感染拡大を防止するため、様々な対策を幅広く講じてきました。

今後、感染者の爆発的な増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避するため、私たちは連携し、断固たる決意を持って対策を進めてまいります。

同時に、この難局を乗り切るためにには、住民の皆様や企業の皆様のご協力が何よりも重要となります。皆様一人ひとりにも、それぞれの都県から要請されている次の点にご理解・ご協力をいただき、1日も早くこの事態を共に終息させましょう。

- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動
- 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動
- 人混みへの不要不急の外出自粛
- イベントなどの自粛
- テレワーク、時差通勤、在宅勤務などの実施

埼玉県知事 大野 元裕

千葉県知事 森田 健作

東京都知事 小池 百合子

神奈川県知事 黒岩 祐治

山梨県知事 長崎 幸太郎

[ページの先頭へ戻る](#)